

感推第575号  
令和5年10月26日

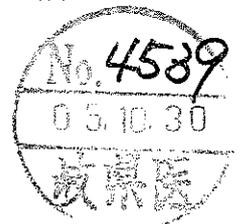
一般社団法人岐阜県医師会長  
一般社団法人岐阜県病院協会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金交付要綱  
の一部改正について（通知）

標記交付要綱について、別添のとおり一部改正しましたので通知します。  
貴会におかれては、会員等に対し広く周知していただきますようお願いいたします。  
なお、本補助金に係る募集案内等については、別途通知しますのでご承知おきください。

担当課	岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係		
担当係長	今西	担当者	小西
電話	058-272-1111（内線3348）		
FAX	058-278-3550		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		



岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき県が確保した新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関であつて、次のいずれにも該当するものの開設者とする。</p> <p>(1) <u>令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があるもの。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更及び個人防護具に係る補助対象期間の確定による減額</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7条から第14条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金(令和5年10月1日以後に開始した補助対象事業に係るものに限る。)から適用する。</u></p> <p>2 <u>令和5年度分の予算に係る補助金に係る第8条第3項の規定の適用については、同項中「、補助対象事業の完了の日」とあるのは、「、補助対象事業の完了の日(規則第5条の規定による交付の決定前に補助対象事業が完了している場合にあつては、当該交付の決定の日)」とする。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき県が確保した新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関であつて、次のいずれにも該当するものの開設者とする。</p> <p>(1) <u>令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があるもの。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7条から第14条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

(新)				(旧)			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額	補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
次に掲げる設備の購入費及びリース料	1 初度設備 1床当たり 133,000円	10分の10	設備の単位ごとに補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の範囲内	次に掲げる設備の購入費及びリース料	1 初度設備 1床当たり 133,000円	10分の10	設備の単位ごとに補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の範囲内
1 初度設備	2 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円			1 初度設備	2 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円		
2 人工呼吸器及び付帯する備品	3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)			2 人工呼吸器及び付帯する備品	3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)		
3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	4 簡易陰圧装置			3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	4 簡易陰圧装置		
4 簡易陰圧装置	5 簡易ベッド			4 簡易陰圧装置	5 簡易ベッド		
5 簡易ベッド	6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1人当たり 3,600円			5 簡易ベッド	6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1人当たり 3,600円		
6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	4 簡易陰圧装置			6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	4 簡易陰圧装置		
7 簡易病室及び付帯する備品	1床当たり 4,320,000円			7 簡易病室及び付帯する備品	1床当たり 4,320,000円		
8 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	5 簡易ベッド 1台当たり 51,400円			8 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	5 簡易ベッド 1台当たり 51,400円		
9 HEPAフィルター付パーテーション	6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円			9 HEPAフィルター付パーテーション	6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円		
※1 令和2年4月1日から令和5年9月30日までに本要綱による補助を受けた事業者にあつては、病棟単位(区画単位を含む。)による対応から病室単位による対応への変更に伴い新規に必要な設備及び3の個人防護具に限る。	7 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額				7 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額		
※2 3の個人防護具にあつては、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療	8 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円				8 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円		

(新)				(旧)			
<p>提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で定める対象期間内に使用されたものに限る。</p>	<p>9 HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</p>				<p>9 HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</p>		

(新)

第6号様式(第8条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
補助事業者名  
開設者役職・氏名  
担当者氏名  
電話番号

年度岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金事業実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書(別紙のとおり)
- 3 添付書類
- (1) 設備整備事業関係
- ・ 納品書、請求書及び領収書の写し等
  - ・ 設置後の写真(個人防護具を除く。)
  - ・ 記録簿(個人防護具に限る。)
- (2) その他参考となる書類

(旧)

第6号様式(第8条関係)

番 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
補助事業者名  
開設者役職・氏名  
担当者氏名  
電話番号

年度岐阜県新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金事業実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書(別紙のとおり)
- 3 添付書類
- (1) 設備整備事業関係
- ・ 契約書の写し、検収調書の写し等
- (2) その他参考となる書類